

鳥取県告示第 124 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第8条第2項の規定に基づき、同条例第7条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成17年1月13日	鳥取市布勢146-1 (鳥取県立布勢総合運動公園)	トヨタ タウンエース 灰 鳥取57や5457	告示日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分	鳥取県生活環境部公園自然課へ申出
〃	〃	ダイハツ ハイゼット 白 鳥取40や5107	〃	〃
〃	〃	ダイハツ ミラ 白 不明	〃	〃